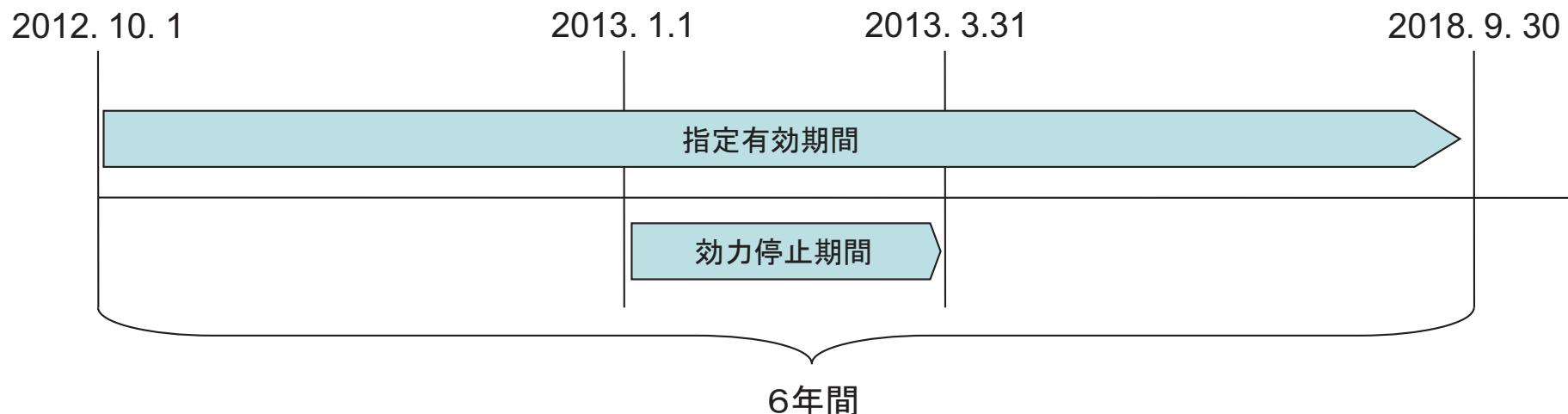


## ■ 事業所指定の有効期間中に業務停止処分等が発生し、事業所指定の効力を一定期間停止する場合

指定有効期間： 平成24年10月1日～平成30年9月30日

効力停止期間： 平成25年 1月1日～平成25年3月31日

指定の有効期間内に業務停止処分等を受ける事業所が発生した場合、効力停止期間を提出する必要がある。



## (1) 事業所指定の効力を停止する

(平成24年10月1日～平成30年9月30日まで指定を受けている事業所について、  
平成25年 1月1日～平成25年3月31日まで事業所指定の効力を停止する場合)

- ① 異動年月日に、効力停止が発生した年月を設定する。
- ② 指定有効開始年月日に、指定を開始する日付(平成24年10月1日)を設定する。
- ③ 指定有効終了年月日に、指定を終了する日付(平成30年9月30日)を設定する。(指定の有効期間は最長6年間まで)
- ④ 指定更新申請中区分に、「1:無し」を設定する。
- ⑤ 効力停止開始年月日に、効力停止を開始(介護報酬の請求を停止)する日付(平成25年1月1日)を設定する。
- ⑥ 効力停止終了年月日に、効力停止を終了する日付(平成25年3月31日)を設定する。

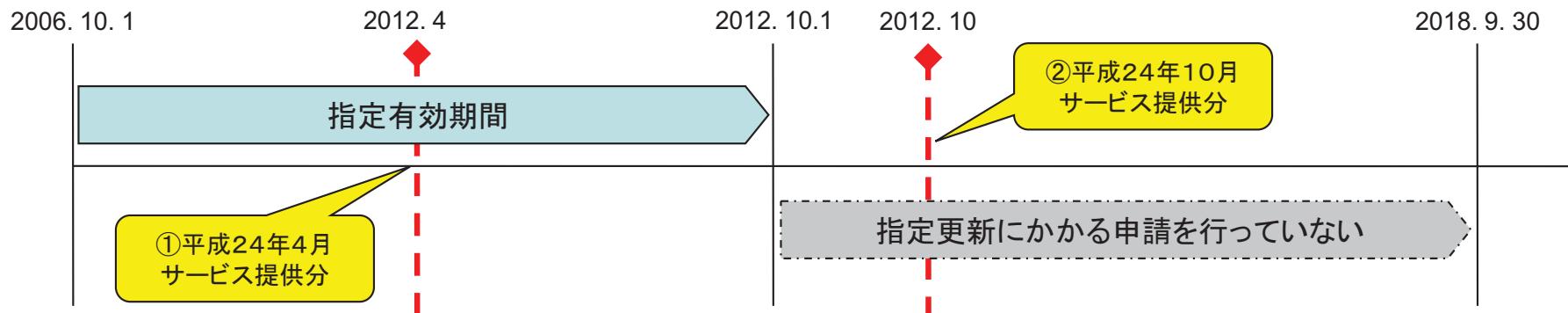
事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分 コード	事業所番号	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	指定更新 申請中区分	効力停止 開始年月日	効力停止 終了年月日	...
2013.01.01	2:変更	9910011111	2012.10.01	2018.09.30	1:無し	2013.01.01	2013.03.31	...

# 事業所の請求に対する点検について(案)

支払等システムでは、事業所からの請求に対して、指定更新に関する情報を基に、以下の点検を実施することを検討している。なお、点検の実施時期等については、別途連絡する。

## 点検1) 指定の有効期間内における請求であること



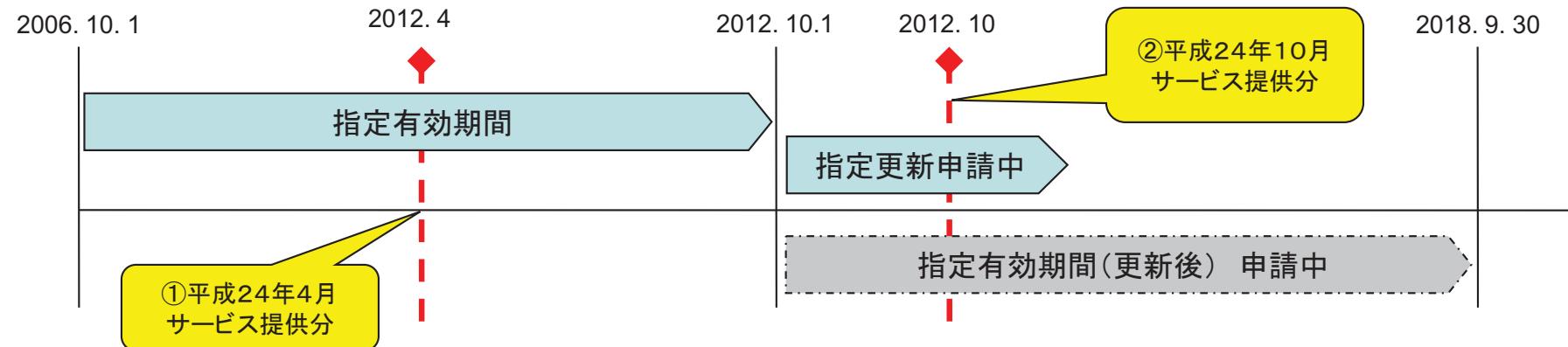
### 【点検で正常となる場合】

- ① 平成24年4月サービス提供分の請求の場合  
⇒ 指定有効期間内のサービス提供であるため、点検で正常となる。

### 【点検でエラーとなる場合】

- ② 平成24年10月サービス提供分の請求の場合  
⇒ 指定有効期間外のサービス提供であるため、点検でエラーとなる。

## 点検2) 指定の有効期間外の請求の場合、指定更新申請中であること



### 【点検で正常となる場合】

- ① 平成24年4月サービス提供分の請求の場合

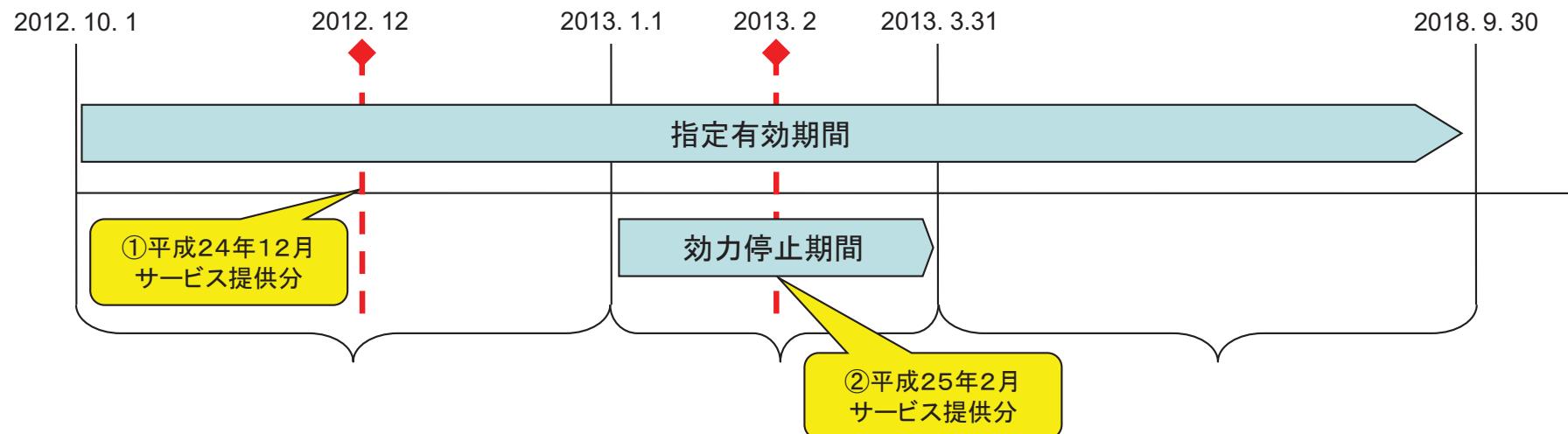
⇒ 指定有効期間内のサービス提供であるため、点検で正常となる。

- ② 平成24年10月サービス提供分の請求の場合

⇒ 指定有効期間外のサービス提供であるが、指定更新申請中であるため、点検で正常となる。

(※ 指定更新申請中でない場合、点検でエラーとなる。)

### 点検3) 指定の有効期間内における請求の場合、効力停止中でないこと



#### 【点検で正常となる場合】

① 平成24年12月サービス提供分の請求の場合

⇒指定有効期間内のサービス提供であり、かつ効力停止期間外のため、点検で正常となる。

#### 【点検でエラーとなる場合】

② 平成25年2月サービス提供分の請求の場合

⇒指定有効期間内のサービス提供であるが、効力停止期間内のサービス提供であるため、点検でエラーとなる。

## 8. 支払事務の委託等について

## 処遇改善助成金に係る支払事務の取扱い等について(案)

- 障害者自立支援対策臨時特例交付金による「福祉・介護人材の処遇改善事業」、「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」につきましては、平成24年3月までの事業であり、また、「福祉・介護人材の処遇改善事業」の国保連合会における事務処理については、平成24年7月までとしていたところである。
- 先日成立した第4次補正予算において特別対策事業を平成24年度までに延長したことに伴い、その精算時期については、「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」を改正し、平成24年度を超えて特別対策事業の精算等を行う必要がある場合は、平成25年12月まで延長することができるることとする予定である。
- これに伴い、国保連合会に支払事務を委託している場合の「福祉・介護人材の処遇改善事業」、「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」の国保連合会の支払事務(過誤調整、月遅れ請求の処理)の実施については、**平成25年12月支払分(11月請求分)まで**とすることを予定しているので、ご遺漏なきようお願いしたい。
- また、平成24年度の新規事業である「新体系定着支援事業」につきましても、国保連合会に支払事務の委託をできることとする予定であり、国保連合会における支払事務は平成25年12月支払分(11月請求分)までとする予定ですので、御了知下さい。  
そのため、当該事業の実施に関する都道府県と国保連合会との委託契約については、必要に応じて、事業の追加や契約期間を延長する等の措置をお願いしたい。

## 障害児通所給付費の支払事務の委託について (児童デイサービスの廃止、放課後等デイサービス等の新設に伴う請求先について)

<現行> 障害者自立支援法上のサービスについては、全市町村が国保連合会へ委託しているため、請求先は国保連合会

«国保連合会へ支払事務を委託»



請求



【事業所】

審査用資料



支 払

審査結果

【市町村】

<平成24年4月以降> 障害児通所給付費にかかる国保連合会への支払事務の委託状況により、請求先が国保連合会と市町村に分かれる

«国保連合会に支払事務を委託する場合»



請求



【事業所】

審査用資料



支 払

審査結果

【市町村】

«国保連合会に支払事務を委託しない場合»



請求

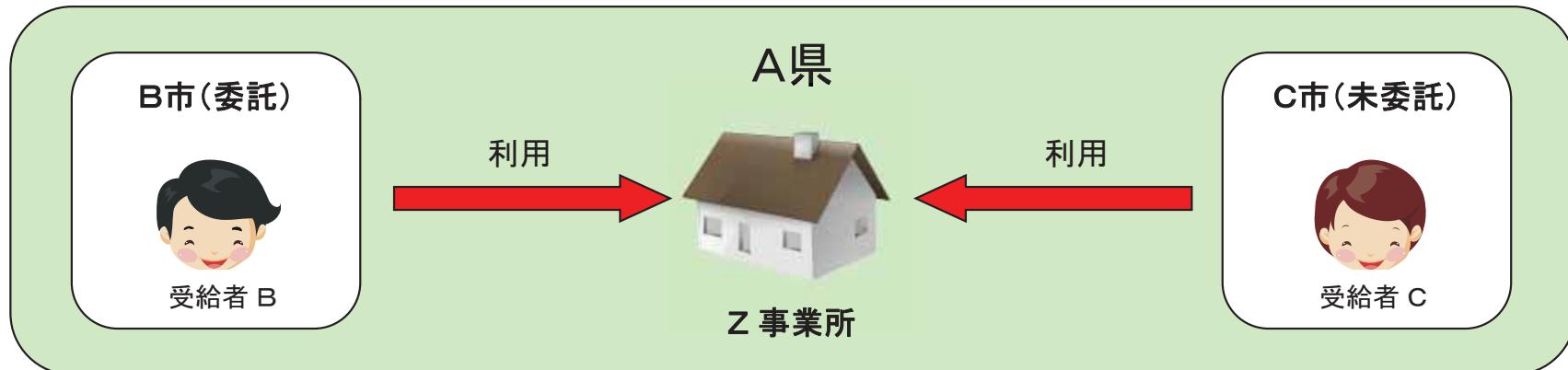


【事業所】

支 払

【市町村】

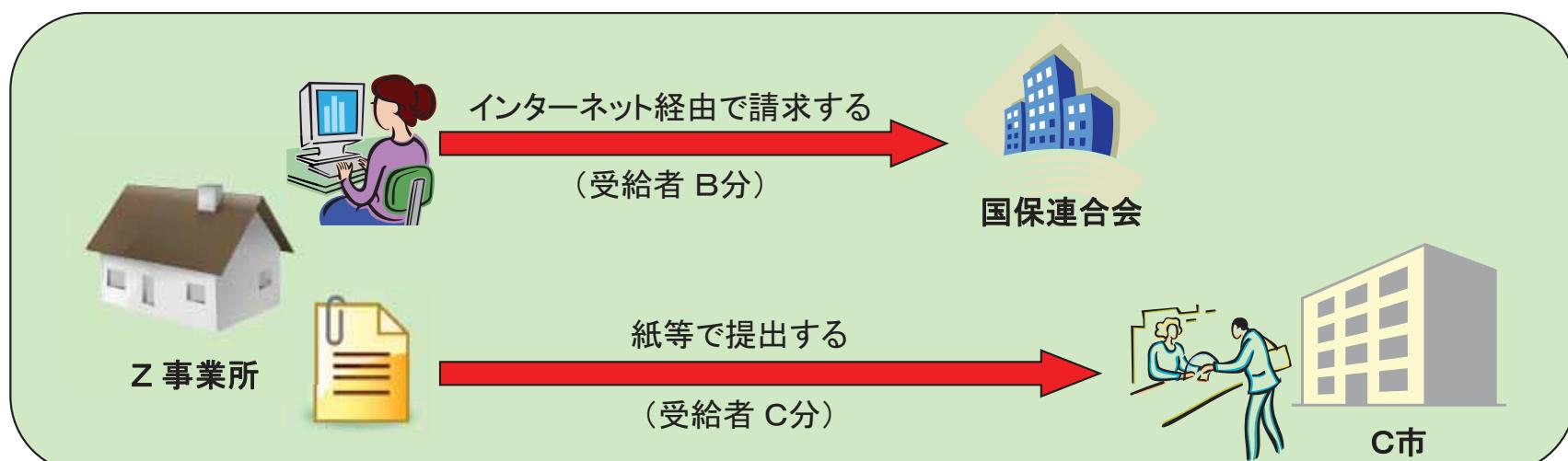
国保連合会に障害児通所給付費の支払事務の委託を行っているB市の受給者と  
委託を行っていないC市の受給者にサービス提供した場合



B市は、障害児通所給付費の支払事務を委託しているため、受給者Bに関する受給者情報は、国保連合会に登録されている。

C市は、障害児通所給付費の支払事務を委託していないため、受給者Cに関する受給者情報は、国保連合会に登録されていない。

したがって、Z事業所は、受給者Bに係る請求を国保連合会にインターネットで行い、受給者Cに係る請求をC市に対して紙等により行う。



## 平成24年度以降における障害福祉サービス費等の 支払に関する事務の委託手数料について

- 障害者自立支援法第29条第8項等に基づき、障害福祉サービス費等の支払に関する事務を市町村等が国保連合会に委託する場合の委託手数料について、平成24年1月26日付事務連絡において平成24年度以降の考え方を示したところである。
- 都道府県・市町村におかれては、上記事務連絡の趣旨や地域の実情を踏まえ、平成24年度以降の委託手数料の設定について、国保連合会と調整願いたい。

事務連絡  
平成24年1月26日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中  
(システム担当)

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

### 平成24年度以降における障害福祉サービス費等の支払に関する 事務の委託手数料について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法第29条第8項に基づき、障害福祉サービス費等の支払に関する事務を市町村等が国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)に委託する場合の委託手数料に係る考え方を、平成24年度以降、下記のとおりとしますので、平成24年度以降の委託手数料の設定に当たっては、これを踏まえた額となるよう、都道府県・市町村と国保連との間で調整をお願いいたします。

#### 記

- 1 障害福祉サービス費等の委託手数料については、これまで、総務省の「地方財政計画及び地方交付税単位費用積算基礎」(以下、「交付税単位費用積算基礎」という。)に、請求明細書1枚あたり200円の額が計上されてきたところである。
- 2 この度、国民健康保険中央会及び国保連において、平成18年度に導入した障害者自立支援給付支払システムの機器更改を平成24年度に予定しており、国保連における機器も含め一括して国民健康保険中央会において導入し、かかる経費はリースとし、国からの補助金と委託手数料の増額で対応することとなったところである。
- 3 これを踏まえ、平成24年度の予算要求において、委託手数料の増額について、総務省に対し200円を210円に増額することを要求し、総務省に認められ、平成24年度交付税単位費用積算基礎に計上されることになったところである。
- 4 今回の委託手数料の増額は、総務省との間で、障害者自立支援給付支払システムの機器更改のためのリース料と明確に位置づけていることから、都道府県・市町村におかれては、国保連との間で十分な調整を行い、各都道府県の実情を踏まえて適切な対応をお願いしたい。

#### 【参考: 委託手数料10円増の考え方】

年間機器リース料 2億円(1／2国庫補助 1／2手数料負担)

1億円(平成24年度予算(案) 中央会へ補助)

1億円(手数料10円分) 明細書1,000万枚程度 × 10円 = 1億円

# 円滑施行に向けての都道府県・市町村へのお願ひ

## ○事業所台帳の整備

平成24年4月施行分の「相談支援の充実」、「障害児支援の強化」及び「報酬改定」による新たなサービスの創設に伴い、新設サービスの指定事業所及びみなし指定事業所に係る異動連絡票情報の提出等、事業所台帳の整備が必要となる。

このため、都道府県の事業所台帳情報と事業者の請求情報の突合において、台帳の整備もれ等による請求エラーが発生することのないよう、都道府県におかれでは、事業所情報の入力・国保連への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

なお、障害児通所支援については、実施主体が市町村へ移管されることから、障害児給付費支払事務にかかる連合会委託の有無にかかわらず、事業所台帳を整備いただく必要がある。

## ○国保連合会への委託について

児童デイサービスの障害者自立支援法から児童福祉法への移行に伴い、障害児通所給付費に係る国保連合会への支払事務の委託状況により、事業者の請求先が国保連合会と市町村に分かれることとなる。

事業者の請求において混乱が生じることのないよう、国保連合会への委託及び事業者への周知等十分に配慮願いたい。

## ○事業者への周知について

都道府県におかれでは、平成24年4月施行分について、事業者からの請求処理が円滑に行えるよう、報酬の考え方、新設サービスの届出、各種加算の届出等、事業者に対し周知願いたい。

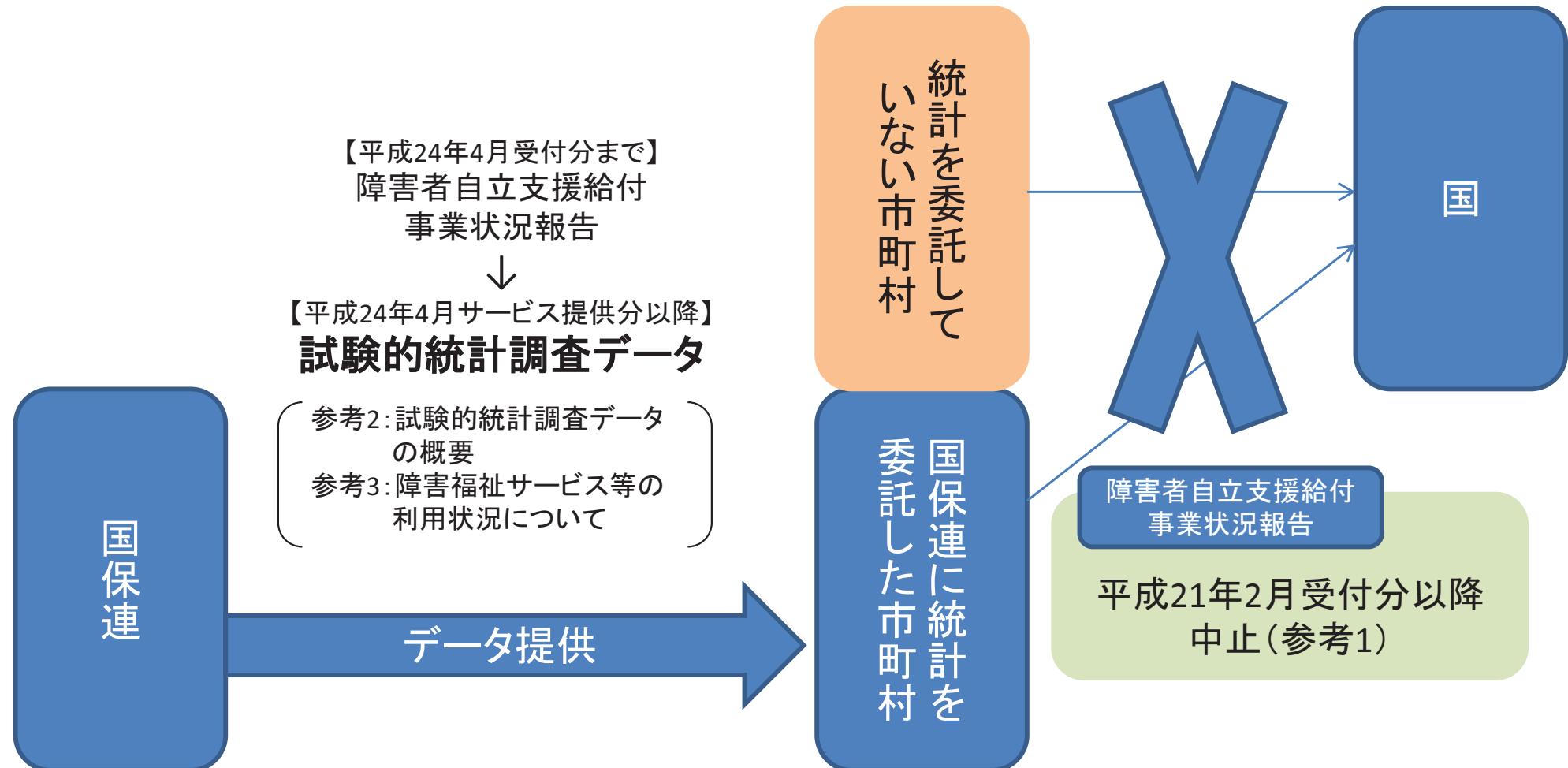
## 9. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて

No	区 分	質 問	回 答
1	相談支援の充実	計画相談支援の支給期間について、受給者証例においては、年月となっているが、インターフェース仕様書では年月日を設定することとなっている。この場合、開始年月日及び終了年月日の(日)はどのように設定すればよいか。	開始年月日の(日)は1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定することとする。
2	相談支援の充実	事務処理要領(案)において、計画相談支援給付費の支給開始月は、新規に計画相談支援給付費の対象となる者については、「サービス利用支援を実施する月(サービス等利用計画を作成する月)」とされているが、サービス利用支援を実施する月が障害福祉サービス等の支給開始月の前月となるような場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)の項番16「所得区分コード」及び項番19「利用者負担上限月額」はどのように設定するのか。	所得区分コードには「99:その他」を、利用者負担上限月額には「0円」をそれぞれ設定することとする。 なお、翌月以降の障害福祉サービス等に係る受給者異動連絡票情報送付時に、認定した所得区分及び決定した利用者負担上限額を設定することとする。
3	相談支援の充実	地域移行支援サービス費の退院・退所月加算は、退院又は退所日が月の初日の場合でも退院又は退所日が属する月に算定するのか。	退院又は退所日が月の初日等の場合は、退院又は退所日が属する月の前月に算定できるものとする。 なお、この場合、支払等システムの点検において、「EL63(※受付:退院・退所日がサービス提供年月と一致しません)」の警告が発生するが、市町村での審査において、正常として扱っていただきたい。
4	報酬改定	インターフェース仕様書(事業所編) (6)介護給付費等 明細書 集計情報レコード等の「単位数単価」の桁数は、整数部2桁、小数部3桁とされているが、平成24年4月以降においては、訪問系サービスの基準該当事業所において、小数部4桁となる場合がある。この場合は、小数部4桁目を四捨五入すればよいか。	お見込みのとおり。
5	報酬改定	障害者における1単位単価の見直しに当たっての経過措置において、平成24年度は17区分、平成25年度は14区分、平成26年度は20区分、平成27年度は7区分とされているが、システムにおける地域区分コードは、それぞれの年度において、どのコードを使用するのか。	それぞれの年度において、インターフェース仕様書共通編 1.4コード一覧の項番16「地域区分コード」における次のコードを使用する。 平成24年度 01:一級地～16:十六級地、20:その他 平成25年度 01:一級地～13:十三級地、20:その他 平成26年度 01:一級地～19:十九級地、20:その他 平成27年度 01:一級地～06:六級地、20:その他
6	障害児支援	18歳以上の重症心身障害児(者)通園事業利用者については、基本的には、新自立支援法による支給決定と同様の手続きにより、生活介護の支給決定を行うこととされているが、施行日までに障害程度区分の認定が間に合わない等やむを得ない場合には、区分認定なしで支給決定を行っても差し支えないとされており、その際には、障害児通所給付費と同程度の単価を設けることとされている。 これは、具体的にはどのような報酬単価となるのか。 また、システムにおける支給決定コードはどのコードを使用するのか。	生活介護サービス費の各定員ごとの区分5の報酬を適用する。 システムにおける支給決定コードは、「222000:生活介護経過的措置対象者決定」を使用する。 なお、この場合、支払等システムの点検において、「PA58(※資格:受給者の障害程度区分が算定要件を満たしていません)」の警告が発生するが、市町村での審査において、正常として扱っていただきたい。

No	区 分	質 問	回 答
7	その他	旧法施設における退所時特別支援加算及び障害児施設給付費における地域移行加算の算定については、退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定することとされているが、平成24年3月に退所し、4月に加算の算定要件を満たす支援を行った場合は、どのように請求するのか。	平成24年3月サービス提供分として、3月分の本体報酬等と併せて請求するものとする。
8	その他	インターフェース仕様書(都道府県編)事業所訂正連絡票情報(サービス情報)等の「障害児施設区分」のバイト数が「1」となっているが、インターフェース仕様書(共通編)の「障害児施設区分(障害児給付費)」のバイト数は「2」となっている。どちらのバイト数が正しいのか。	インターフェース仕様書(都道府県編)の記載誤り。 正しくは、別添1のとおりである。
9	その他	インターフェース仕様書における過誤申立情報の申立事由コードについて、共通編、都道府県編、市町村編それぞれにおいて、コードの説明が以下のとおり異なるが、どちらの記載が正しいのか。 【申立理由番号】(下2桁) 共通編 32: 提供実績記録票取消による実績の取り下げ 都道府県編 32: 提供実績記録票取消による実績の取り下げ 市町村編 32: 提供実績記録票誤りによる実績の取り下げ	インターフェース仕様書(共通編)(都道府県編)の記載誤り。 正しくは、別添2のとおりである。
10	その他	インターフェース仕様書(市町村編)補装具費支給レコードの項目9~13において、「※5: 障害福祉サービス、または障害児支援の受給者ではない場合に設定する。」との記載があるが、どのようなケースにおいて設定するのか。	インターフェース仕様書(市町村編)の記載誤り。 正しくは、別添3のとおりである。
11	その他	インターフェース仕様書(都道府県編)事業所異動連絡票情報(サービス情報)等において、「事業運営安定化事業による助成の有無」の項目があるが、事業運営安定化事業は、平成24年3月までの事業であり、平成24年4月以降は、新体系定着支援事業となると認識している。 インターフェース仕様書においては、「事業運営安定化事業」と記載されているが、これは「新体系定着支援事業」の誤りではないか。 そうであれば、インターフェース仕様書(都道府県編)P75のマトリックス表では、障害児支援のサービス種類に「○」が記されていないが、該当サービスがないということか。	インターフェース仕様書においては、「事業運営安定化事業」を「新体系定着支援事業」に読み替える。 インターフェース仕様書(都道府県編)P75のマトリックス表は、記載誤りである。 正しくは、別添4のとおりである。

## 10. その他 (市町村における障害者自立支援給付支払等システムによる 統計データについて)

# 市町村における障害者自立支援給付支払等システムによる統計データ



注1)事業状況報告は受付年月で集計していたが、試験的統計調査データはサービス提供年月で集計

注2)試験的統計調査データは通常、サービス提供年月の3ヶ月後に提供されるが、平成24年4月サービス提供分は平成24年7月ではなく、1ヶ月遅れて8月に提供予定

事務連絡  
平成22年2月12日

各都道府県担当者 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

「障害者自立支援給付事業状況報告」の中止について

平素より、障害福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を賜りお礼申し上げます。

平成19年2月16日付障発第0216002号による「障害者自立支援給付事業状況報告(以下、状況報告)」については届出統計調査として実施してきましたが、平成21年2月審査分以降の提出を一時休止し、調査項目の見直し簡素化を検討してきたところです。

今般、報告書を提出する市町村並びに集計作業を行う都道府県の「業務の簡素合理化」の観点から、状況報告の必要性を再検討し、障害者自立支援給付支払等システムによる統計データによって状況報告の目的である「障害福祉サービスの利用状況の把握」が可能であることから、状況報告は再開しないこととしました。

よって、統計法の改正(平成19年法律第53号)により平成21年度中に必要な総務省への継続承認申請についても行わないことから、状況報告は中止となります。

これまで状況報告の実施にあたり御協力ありがとうございました。

障害者自立支援給付支払等システムによる統計データの提供について

国民健康保険団体連合会から統計処理を委託した市町村へのデータ提供については、今後も継続されます。

また、データ集計ツールの改修により新たに把握が可能となった「実支給決定者数」については、別添の様式を活用願います。

※平成21年12月28日付事務連絡「障害者自立支援給付支払等システムによる障害者自立支援事業状況報告に係る統計データについて」(障害保健福祉部企画課システム係)により連絡した様式①になります。

なお、状況報告の数値は、総務省において交付税算定に活用されてきたところですが、今後は「障害者自立支援給付支払等システムによる統計データ」の数値について総務省より照会がある見込となっております。

※昨年は「平成20年10月審査分の実支給決定者数」について総務省が照会。なお、上記の新たに把握が可能となったサービス別の「実支給決定者数」は、総務省の依頼によりデータ集計ツールの改修を行ったものです。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 福祉財政係 富原 TEL : 03-5253-1111 (内線: 3035) FAX : 03-3591-8914 E-mail : tomihara-hiroshi@mhlw.go.jp
--

## 試験的統計調査データの概要

「試験的統計調査データ」は、厚生労働省からの依頼により、各都道府県国保連合会が「試験的分析用データ抽出ツール Ver7.0.0」を実行し、障害者自立支援給付支払等システムのデータベース内のデータを出力した結果の以下の18種類のCSVファイルです。

### (1) 受給者関係(障害福祉サービス)

障害福祉サービスの請求明細書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「障害区分」「所得区分」「障害程度区分」別に利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を出力します。

### (2) 受給者関係(相談支援)

障害福祉サービスのサービス利用計画作成費請求書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「障害区分」「所得区分」「障害程度区分」別に利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を出力します。

### (3) 受給者関係(障害児施設給付費)

障害児施設支援の請求明細書及び障害児施設受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「障害区分」「所得区分」別に利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を出力します。

### (4) 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)

障害福祉サービスの請求明細書、受給者台帳及び事業所台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「サービス種類」「障害区分」「障害程度区分」別に事業所数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び処遇改善助成金等を出力します。

### (5) 事業所・サービス種類関係(相談支援)

障害福祉サービスのサービス利用計画作成費請求書、受給者台帳及び事業所台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「サービス種類」「障害区分」「障害程度区分」別に事業所数、年齢による分類ごとの利用者数及び総費用額を出力します。

### (6) 事業所・サービス種類関係(障害児施設給付費)

障害児施設支援の請求明細書、障害児施設受給者台帳及び障害児施設台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「サービス種類」「障害区分」別に事業所数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び処遇改善助成金等を出力します。

### (7) 加算等集計(障害福祉サービス、相談支援)

障害福祉サービスの請求明細書、サービス利用計画作成費請求明細書を基に、指定したサービス提供年月別に「サービス種類」「加算等集計番号」別のサービス単位数、算定回数、費用額、利用者数及び事業所数等を出力します。

### (8) 加算等集計(障害児施設給付費)

障害児施設支援の請求明細書を基に、指定したサービス提供年月別に「サービス種類」「加算等集計番号」別のサービス単位数、算定回数、費用額、利用者数及び事業所数を出力します。

### (9) 利用者負担関係・障害福祉サービス(金額分布)

障害福祉サービスの請求明細書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別の利用者数及び利用者負担額の分布を出力します。

### (10) 利用者負担関係・障害福祉サービス(負担率分布)

障害福祉サービスの請求明細書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別の利用者数及び利用者負担率の分布を出力します。

### (11) 利用者負担関係・障害児施設給付(金額分布)

障害児施設支援の請求明細書及び障害児施設受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別の利用者数及び利用者負担額の分布を出力します。

### (12) 利用者負担関係・障害児施設給付(負担率分布)

障害児施設支援の請求明細書及び障害児施設受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別の利用者数及び利用者負担率の分布を出力します。

### (13) 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)

障害福祉サービスの請求明細書、サービス利用計画作成費請求書、サービス提供実績記録票及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「都道府県」「市町村」「サービス種類」別の利用者数等を出力します。

### (14) 市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)

障害福祉サービスの請求明細書、サービス提供実績記録票及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「都道府県」「市町村」「訪問系サービス種類・決定サービスコード」別の利用者数及び月利用時間数等の分布を出力します。

### (15) 市町村マスタ

市町村台帳を基に、「市町村番号」「市町村名(漢字)」「有効開始日」「有効終了日」を出力します。

### (16) 複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)

障害福祉サービスの請求明細書を基に、指定したサービス提供年月別に「サービス種類」別の複数サービス利用者数を出力します。

### (17) 支給決定情報集計

障害福祉サービスの受給者台帳及び障害児施設受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「障害区分」「サービス種類」別の支給決定者数を出力します。

### (18) 障害程度区分の変更状況(障害福祉サービス)

障害福祉サービスの受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「旧障害程度区分」別に障害程度区分が変更になった受給者数を出力します。

## 障害福祉サービス等の利用状況について

- ・障害福祉サービス費等の報酬については、市町村より委託を受け、平成19年10月から国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）において事業者への支払事務を開始した。
- ・以下のデータは、国保連合会より支払いが行われた実績に係るデータより、利用者数等基本情報を抽出・集計したものである。

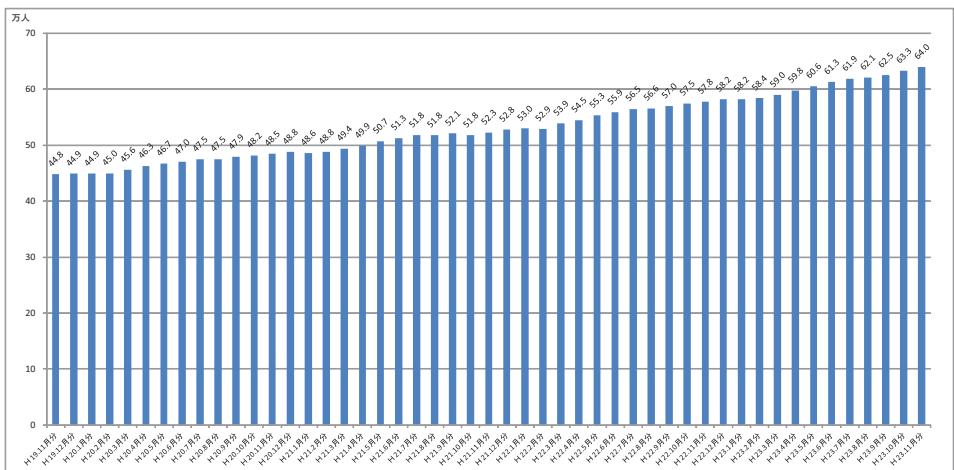
## 1 利用状況等の概況(平成19年11月～平成23年11月)

サービス 提供月	利用者数 (実数) (万人)	費用額 給付費(①) (億円)	利用者負 担額(②) (億円)	事業運営費 定化事業費 助成額(③) (億円)	貢献率 (④/A)	総額 給付費 (億円)	1人当たり費 用額(A/累 積給付費) (億円)
H19.11月分	44.8	676.8	641.0	29.0	6.7	4.28%	20.6
H19.12月分	44.9	670.7	633.0	28.5	9.1	4.24%	21.2
H20.1月分	44.9	660.4	621.5	28.1	10.7	4.25%	21.0
H20.2月分	45.0	657.3	619.5	28.4	9.3	4.31%	19.9
H20.3月分	45.6	689.3	652.1	29.0	8.2	4.20%	21.3
H20.4月分	46.3	712.9	675.9	30.2	6.6	4.23%	20.5
H20.5月分	46.7	720.9	683.0	30.3	7.4	4.20%	21.2
H20.6月分	47.0	720.8	683.4	30.5	6.7	4.24%	20.6
H20.7月分	47.5	753.1	726.1	21.5	5.3	2.86%	21.2
H20.8月分	47.5	707.8	675.6	20.9	10.8	2.96%	21.0
H20.9月分	47.9	726.3	697.4	21.2	7.6	2.92%	20.6
H20.10月分	48.2	763.1	735.7	21.5	5.7	2.82%	21.3
H20.11月分	48.5	713.9	682.5	21.0	10.3	2.94%	20.6
H20.12月分	48.8	736.4	705.8	21.2	9.1	2.88%	21.2
H21.1月分	48.6	720.3	688.6	21.0	10.6	2.91%	21.1
H21.2月分	48.8	693.8	661.4	20.8	11.5	2.99%	19.3
H21.3月分	49.4	761.9	732.9	21.5	7.2	2.82%	21.2
H21.4月分	49.9	825.1	797.4	21.8	5.6	2.65%	20.2
H21.5月分	50.7	817.5	785.2	22.0	10.1	2.69%	21.0
H21.6月分	51.3	863.6	835.9	22.5	4.9	2.61%	20.6
H21.7月分	51.8	888.9	866.9	17.2	4.5	1.94%	21.2
H21.8月分	51.8	834.2	807.1	17.0	10.0	2.03%	21.0
H21.9月分	52.1	842.8	817.6	17.0	7.9	2.02%	20.6
H21.10月分	51.8	873.6	850.1	16.9	6.4	1.94%	21.0
H21.11月分	52.3	840.9	814.3	16.9	9.4	2.01%	20.4
H21.12月分	52.8	863.8	836.9	17.1	9.5	1.98%	21.1

\*「事業運営安定化事業等助成額(③)」欄は、事業運営安定化事業及び移行時運営安定化事業による助成分について請求・支払いが行われているものである。

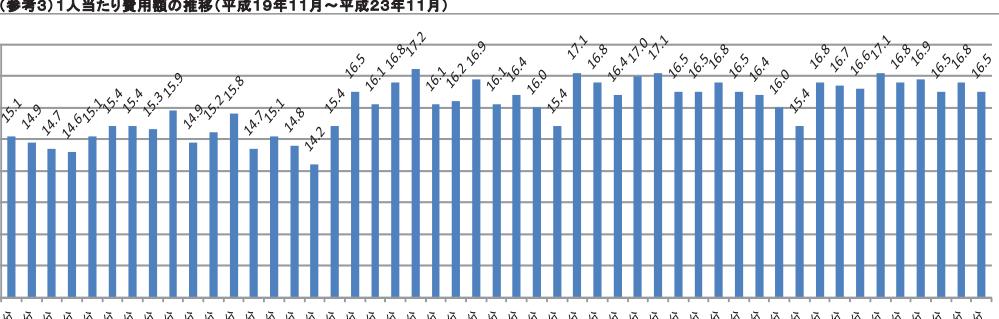
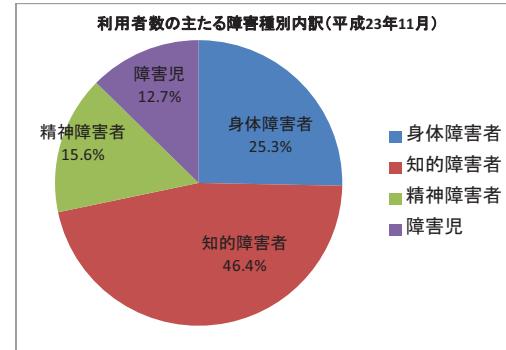
\*各数値は、端数を四捨五入している。

## 参考1 利用者数(実数)の推移(平成19年11月～平成23年11月)



## (参考2) 主たる障害種別毎の利用者数(実数)の推移(平成19年11月～平成23年11月)

サービス 施設 内閣 国	利用者数 (実数) (万人)	費用額 (億円)	利用者負 担額(②) (億円)	事業運営費 定化事業費 助成額(③) (億円)	貢献率 (④/A)	総額 給付費 (億円)	1人当たり費 用額(A/累 積給付費) (億円)
障害児	4.4	4.8	1.2	0.3	2.5%	4.0	4.7
精神障害者	4.4	4.9	1.2	0.3	2.5%	4.0	4.8
知的障害者	4.5	5.0	1.2	0.3	2.5%	4.1	4.8
身体障害者	4.5	5.0	1.2	0.3	2.5%	4.1	4.8
障害児	4.6	5.1	1.2	0.3	2.5%	4.2	4.9
精神障害者	4.7	5.2	1.2	0.3	2.5%	4.3	5.1
知的障害者	4.7	5.2	1.2	0.3	2.5%	4.3	5.0
身体障害者	4.8	5.2	1.3	0	2.4%	4.4	5.0
障害児	4.8	5.3	1.2	0.3	2.5%	4.3	5.1
精神障害者	4.8	5.3	1.3	0	2.5%	4.3	5.3
知的障害者	4.8	5.4	1.3	0	2.5%	4.4	5.3
身体障害者	4.9	5.4	1.3	0	2.5%	4.5	5.3
障害児	4.9	5.5	1.2	0	2.5%	4.4	5.0
精神障害者	5.0	5.5	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	5.0	5.6	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
身体障害者	5.1	5.6	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	5.1	5.7	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	5.1	5.7	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	5.1	5.8	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	5.2	5.8	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	5.2	5.9	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	5.2	5.9	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	5.2	6.0	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	5.3	6.0	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	5.3	6.1	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	5.3	6.1	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	5.3	6.2	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	5.4	6.2	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	5.4	6.3	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	5.4	6.3	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	5.4	6.4	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	5.5	6.4	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	5.5	6.5	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	5.5	6.5	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	5.5	6.6	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	5.6	6.6	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	5.6	6.7	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	5.6	6.7	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	5.6	6.8	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	5.7	6.8	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	5.7	6.9	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	5.7	6.9	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	5.7	7.0	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	5.8	7.0	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	5.8	7.1	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	5.8	7.1	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	5.8	7.2	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	5.9	7.2	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	5.9	7.3	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	5.9	7.3	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	5.9	7.4	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	6.0	7.4	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	6.0	7.5	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	6.0	7.5	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	6.0	7.6	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	6.1	7.6	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	6.1	7.7	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	6.1	7.7	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	6.1	7.8	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	6.2	7.8	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	6.2	7.9	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	6.2	7.9	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	6.2	8.0	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	6.3	8.0	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
障害児	6.3	8.1	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
精神障害者	6.3	8.1	1.2	0	2.5%	4.5	5.0
知的障害者	6.3	8.2	1.2	0	2.5%	4.6	5.0
身体障害者	6.4	8.2	1.2	0	2.5%	4.6	5.0



## 2. サービス種類別の利用者の数の推移(平成19年11月～平成23年11月)

	19年11月	19年12月	20年1月	20年2月	20年3月	20年4月	20年5月	20年6月	20年7月	20年8月	20年9月	20年10月	20年11月	20年12月	21年1月	21年2月	21年3月	21年4月	21年5月	21年6月
既宅介護	88,206	88,941	88,325	88,880	89,379	89,755	90,314	90,741	91,106	91,194	94,101	94,730	95,813	94,983	95,537	96,955	96,789	97,575	99,044	
重度訪問介護	7,062	7,074	7,018	7,010	7,007	7,043	7,084	7,071	7,103	7,088	7,150	7,170	7,156	7,177	7,087	7,155	7,013	7,117	7,238	
行動支援	3,204	3,230	3,156	3,151	3,310	3,296	3,335	3,402	3,564	3,591	3,592	3,894	3,769	3,831	3,738	3,806	3,956	4,042	4,072	4,144
重度障害者等包括支援	26	28	27	27	28	24	24	24	22	23	22	23	23	22	23	23	23	26	24	
同行援助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健養介護	1,963	1,969	1,986	1,962	1,970	1,984	1,964	2,022	2,026	2,026	2,024	2,043	2,050	2,048	2,039	2,042	2,032	2,035	2,034	2,069
生活介護	45,427	45,924	46,330	46,293	47,596	63,457	64,766	65,338	68,180	66,205	67,290	69,725	70,316	70,787	71,314	71,724	74,042	96,655	99,010	100,206
児童デイサービス	35,050	35,663	35,977	36,248	37,967	33,775	34,636	36,152	38,516	37,439	38,785	39,632	40,065	41,236	41,331	41,492	42,464	38,363	39,689	41,878
短期入所	21,762	21,011	18,879	19,388	21,621	20,727	21,627	21,678	22,971	20,885	22,445	23,597	23,528	22,831	20,656	21,062	23,878	22,826	23,785	24,313
共同生活介護	22,794	22,998	23,253	23,475	23,675	24,824	25,461	25,768	26,178	26,420	26,905	27,230	27,486	27,787	28,033	28,239	28,691	30,350	31,348	31,822
施設入所支援	15,019	15,306	15,715	15,727	15,891	25,277	25,893	26,207	26,625	26,859	27,125	28,739	29,070	29,211	29,751	29,967	30,917	43,695	45,020	45,644
共同生活援助	18,012	18,059	18,150	18,205	18,352	18,770	18,973	18,982	18,940	19,062	19,175	19,255	19,388	19,460	19,496	19,567	19,703	19,679	19,985	20,143
自立訓練(機械訓練)	2,174	2,188	2,177	2,201	2,237	2,367	2,425	2,431	2,475	2,417	2,498	2,461	2,501	2,491	2,479	2,463	2,527	2,321	2,329	2,404
自立訓練(生活訓練)	5,770	5,803	5,870	5,913	6,121	7,206	7,416	7,474	7,691	7,747	7,879	7,510	7,736	7,804	7,813	8,017	8,545	8,758	8,875	
療育型自立訓練	56	57	63	62	65	88	88	86	92	89	78	106	102	94	77	81	92	166	186	190
就労移行支援	9,253	9,359	9,564	9,654	10,118	13,371	13,807	13,941	14,374	14,536	14,760	15,009	15,162	15,214	15,333	15,491	15,968	18,000	18,596	18,818
就労移行支援(実施施設)	276	275	272	271	118	235	238	233	227	176	224	221	222	221	221	220	210	195	194	199
就労継続支援A型	3,401	3,445	3,587	3,622	3,896	4,620	4,856	4,946	5,116	5,213	5,333	5,549	5,641	5,710	5,809	5,943	6,168	6,823	7,171	7,342
就労継続支援B型	23,840	28,503	29,186	29,426	30,446	40,613	41,988	42,442	43,349	43,678	44,627	47,020	47,842	48,576	49,265	49,617	51,514	64,615	67,168	68,563
旧身障者更生施設支援(人形)	3,443	3,421	3,408	3,421	3,440	2,984	2,971	2,967	2,956	2,933	2,940	2,882	2,870	2,859	2,860	2,882	2,847	2,117	2,103	2,106
旧身障者更生施設支援(造形)	372	373	370	376	371	339	322	342	351	352	359	366	368	376	374	377	383	265	268	274
旧身障者更生施設支援(施設)	24,131	24,125	24,048	24,034	24,032	21,758	21,742	21,642	21,600	21,646	21,641	21,347	21,258	21,103	20,871	20,785	20,312	16,858	16,928	16,852
旧身障者更生施設支援(人形)	906	897	905	896	909	845	863	874	861	854	859	813	777	789	779	778	776	692	713	714
旧身障者更生施設支援(造形)	7,626	7,612	7,481	7,468	7,458	6,651	6,613	6,553	6,437	6,418	6,374	6,255	6,180	6,153	6,136	6,149	6,073	5,081	5,044	5,014
旧身障者更生施設支援(施設)	6,977	6,974	6,842	6,832	6,855	5,979	5,975	5,917	5,917	5,907	5,910	5,893	5,889	5,853	5,955	5,578	5,555	4,857	4,840	4,857
旧身障者更生施設支援(人形)	8,157	8,128	8,108	8,070	8,053	7,481	7,436	7,385	7,351	7,347	7,244	7,207	7,176	7,147	7,127	6,161	6,177	6,177	6,167	
旧身障者更生施設支援	20,856	20,378	20,213	20,106	20,245	17,559	17,442	17,466	17,307	17,219	17,250	17,001	16,849	16,943	16,726	16,766	16,859	13,481	13,593	13,587
旧身障者更生施設支援(人形)	10,197	10,174	10,170	10,139	10,118	9,247	9,245	9,235	9,163	9,184	9,095	9,860	9,963	8,934	8,906	8,898	8,790	7,972	7,886	
旧身障者更生施設支援(施設)	51,928	51,838	51,517	51,337	51,210	46,992	46,796	47,109	46,411	46,298	46,350	45,622	45,346	45,464	44,885	44,802	44,555	37,364	37,498	37,542
旧身障者更生施設支援(人形)	2,460	2,465	2,461	2,446	2,482	2,380	2,304	2,314	2,295	2,301	2,298	2,204	2,243	2,229	2,212	2,215	2,212	2,194	2,109	2,133
計	517,938	519,416	517,815	519,440	517,740	546,974	553,514	557,606	564,948	564,821	569,926	576,695	579,753	583,097	580,568	583,252	593,924	614,029	626,208	634,948
指定相談支援	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
指定相談支援を含む計	—	—	—	—	—	—	—	—	566,463	566,653	572,026	578,856	581,977	585,378	582,854	585,568	596,304	616,459	628,733	637,575

	23年3月	23年4月	23年5月	23年6月	23年7月	23年8月	23年9月	23年10月	23年11月
既宅介護	118,547	119,226	120,140	121,670	122,802	123,089	124,524	125,476	126,395
重度訪問介護	8,195	8,826	8,345	8,383	8,429	8,475	8,540	8,632	8,816
行動支援	5,594	5,638	5,738	5,757	6,082	6,044	5,996	6,082	6,169
重度障害者等包括支援	23	30	35	35	35	34	34	34	34
同行援助	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健養介護	2,123	2,093	2,095	2,105	2,108	2,119	2,106	2,106	2,106
生活介護	142,816	172,899	175,096	176,398	177,534	178,803	179,737	188,190	190,568
児童デイサービス	60,539	56,460	59,654	62,511	66,636	65,844	67,408	69,364	71,428
短期入所	27,880	27,875	28,915	29,525	31,334	31,950	30,648	31,575	31,309
共同生活介護	41,288	42,972	43,812	44,203	44,507	44,865	45,282	45,493	46,165
施設入所支援	70,892	89,776	91,137	91,874	92,542	93,180	93,768	100,269	101,955
共同生活援助	22,035	22,304	22,485	22,645	22,704	22,713	22,882	22,813	23,027
自立訓練(機能訓練)	2,447	2,521	2,493	2,559	2,592	2,605	2,620	2,620	2,545
自立訓練(生活訓練)	9,166	9,271	9,360	9,560	9,556	9,688	9,761	9,825	9,909
宿泊型自立訓練	848	1,257	1,292	1,304	1,319	1,351	1,374	1,374	1,552
就労移行支援	20,413	21,280	21,538	21,828	21,829	21,929	21,174	22,378	22,503
就労移行支援(要成施設)	190	207	210	206	204	148	201	199	197
就効訓練支援A型	13,104	14,198	14,677	15,245	15,701	15,957	16,274	16,703	17,192
就効訓練支援B型	102,521	119,524	121,493	122,649	123,826	124,644	126,134	127,706	130,783
旧身障者更生施設支援(人形)	1,056	6,372	6,380	6,268	6,190	6,083	6,007	5,077	4,969
旧身障者更生施設支援(造形)	6,874	5,533	5,510	5,469	5,301	5,263	5,177	4,577	4,347
旧身障者更生施設支援(施設)	2,951	1,877	1,866	1,849	1,823	1,773	1,743	1,762	1,734
旧身障者更生施設支援(人形)	3,231	2,413	2,419	2,415	2,407	2,387	2,314	2,305	2,285
旧身障者更生施設支援(造形)	44,369	29,487	29,082	28,642	28,057	27,740	27,392	22,386	21,287
旧身障者更生施設支援(施設)	10,056	6,372	6,380	6,268	6,190	6,083	6,007	5,077	4,969
旧身障者更生施設支援(人形)	6,874	5,533	5,510	5,469	5,301	5,263	5,177	4,577	4,347
旧身障者更生施設支援(造形)	2,932	2,029	19,871	19,669	19,311	19,020	18,425	18,752	15,818
旧身障者更生施設支援(施設)	1,667	1,456	1,343	1,325	1,301	1,283	1,259	1,227	1,148
計</									

3 都道府県別の利用状況(平成23年11月)

(単位:人)

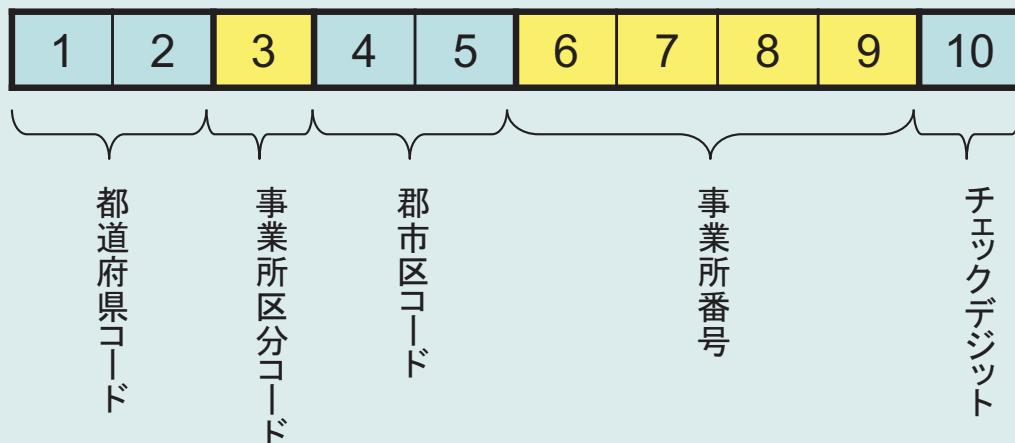
サービス種別	利用者数 (実数)	サービス種別利用者数 (複数回答のサービス利用者は、各サービスごとに数を計上している。)	居宅介護 訪問介護	重度訪問介護	重度障害者等 等級支援	同行保育	看護介護	生活介護 サービス	児童入所	共同生活 介護	施設入所 支援	共同生活 援助	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	宿泊型自立 訓練	就労移行 支援	就労移続 支援	就労継続 支援 (就効派遣)		
北海道	44,427	6,381	398	539	0	622	100	11,170	7,963	1,138	4,576	6,949	2,384	33	438	99	1,689	16		
青森県	9,219	1,286	52	36	0	8	79	2,657	776	240	601	1,652	521	30	406	62	351	8		
岩手県	8,874	992	36	13	0	21	25	2,405	872	318	971	1,705	428	12	220	51	156	3		
宮城県	11,578	2,071	60	48	0	22	27	2,316	1,299	532	1,224	1,705	375	64	140	46	622	0		
秋田県	6,280	564	20	3	0	11	72	2,958	254	153	237	2,425	469	69	245	72	162	1		
山形県	6,137	722	33	21	0	4	28	2,215	534	178	284	1,674	452	17	210	1	84	5		
福島県	9,965	1,546	68	59	0	128	33	2,559	1,036	301	438	1,534	943	6	137	42	119	2		
茨城県	12,757	1,665	62	24	0	70	22	4,741	1,693	602	838	3,247	597	29	454	32	959	8		
栃木県	9,544	1,370	17	41	4	39	11	3,320	1,208	439	752	1,668	459	19	169	8	437	5		
群馬県	8,420	1,475	50	66	0	186	8	3,352	757	257	549	2,311	527	33	34	81	289	2		
埼玉県	23,467	4,634	224	555	4	453	60	7,521	2,180	1,049	1,448	4,279	517	124	308	147	987	24		
千葉県	22,429	4,242	157	177	0	546	49	6,482	3,573	1,268	1,451	2,994	603	74	414	26	1,018	9		
東京都	56,404	12,364	1,614	352	0	1,933	71	15,960	5,532	3,020	3,684	7,728	2,038	370	542	70	1,930	25		
神奈川県	35,275	8,554	292	367	0	568	64	12,985	3,703	2,449	4,522	434	151	388	91	1,125	6			
新潟県	11,464	1,904	32	135	0	63	96	1,393	755	598	651	2,036	501	3	469	151	657	2		
富山県	4,956	458	18	31	0	6	11	1,427	388	171	186	517	317	8	104	0	140	0		
石川県	6,003	781	1	37	0	72	37	1,272	510	249	356	547	455	58	160	1	179	0		
福井県	5,067	510	20	111	0	96	12	1,141	266	183	400	631	192	8	108	18	376	0		
山梨県	4,437	711	60	78	0	1	1,376	311	178	178	241	24	111	0	224	0	684	97		
長野県	11,041	2,055	29	286	15	77	55	3,004	1,553	464	1,453	2,044	317	54	166	46	595	0		
岐阜県	10,434	1,242	25	99	0	144	25	3,492	2,548	433	525	2,136	125	3	32	0	141	0		
静岡県	15,685	2,381	87	112	0	159	22	5,163	1,238	988	723	3,068	551	54	236	0	584	4		
愛知県	29,014	7,149	981	528	1	235	52	9,185	4,024	2,033	2,130	3,322	229	69	108	8	911	4		
三重県	8,351	1,532	39	45	0	139	54	3,096	655	547	809	1,589	57	38	92	30	139	0		
滋賀県	7,881	2,053	102	265	0	110	12	2,062	1,025	619	687	914	151	29	45	0	188	0		
京都府	14,446	3,691	256	338	0	135	39	4,799	1,618	923	858	2,143	144	89	225	0	350	2,954		
大阪府	45,962	15,950	1,946	342	6	1,445	60	14,004	3,670	3,051	4,613	4,194	313	143	531	20	1,686	3		
兵庫県	26,624	6,285	639	130	0	880	79	7,800	2,080	1,847	1,444	4,866	333	143	396	17	645	35		
奈良県	7,433	1,755	108	478	0	170	19	2,431	1,313	436	403	1,024	52	61	137	9	204	0		
和歌山県	6,833	1,664	51	58	0	83	4	1,765	1,151	206	543	1,049	90	3	80	1	253	0		
鳥取県	6,424	761	18	41	0	18	33	2,091	317	102	322	828	200	32	56	0	90	0		
島根県	5,769	949	11	21	0	24	48	1,873	365	243	545	1,163	388	9	121	23	133	0		
岡山県	11,797	1,940	134	52	0	24	42	2,992	2,718	355	709	2,143	400	4	143	41	310	1		
広島県	15,231	3,212	128	123	0	60	91	4,214	2,591	982	790	2,339	440	64	111	1	495	2		
山口県	8,119	1,051	44	4	0	107	22	2,939	772	256	507	2,039	360	8	195	56	251	1		
徳島県	5,832	1,349	29	79	0	68	34	1,993	973	174	219	1,360	190	11	66	0	146	0		
香川県	4,756	1,016	40	27	0	56	36	1,608	502	146	839	305	36	52	0	124	0	34	997	
愛媛県	8,675	1,858	56	42	0	457	20	2,372	1,001	264	586	1,316	209	47	52	19	380	0		
高知県	4,100	1,040	2	3	0	10	31	1,718	233	174	1,165	2,392	22	40	0	123	0	143	153	
徳島県	25,731	6,235	175	136	0	175	157	8,443	1,176	1,071	1,345	5,113	1,185	165	567	18	1,089	21		
佐賀県	4,983	702	16	80	0	36	8	1,477	354	162	314	1,067	328	45	42	5	164	2		
長崎県	10,253	1,597	77	34	0	126	49	2,124	936	300	994	1,005	597	48	305	146	395	2		
熊本県	11,510	1,516	115	5	0	169	76	3,047	1,197	381	505	2,145	862	38	219	3	373	2		
大分県	8,015	1,620	31	100	4	133	63	1,413	575	222	196	1,020	682	52	186	39	263	1		
宮崎県	6,828	978	44	7	0	255	43	915	457	284	241	1,189	261	63	96	1	351	0		
鹿児島県	12,042	1,428	96	84	0	132	67	3,283	1,689	490	480	2,080	807	28	322	7	388	2		
沖縄県	10,418	1,697	137	77	0	155	50	1,928	1,824	422	79	1,136	555	49	253	63	611	1		
合計	640,351	126,395	8,616	6,169	34	10,499	2,117	190,568	71,428	31,309	46,165	101,955	23,027	2,545	9,909	1,552	22,503	197	17,192	130,783

	指定相談 支援
自身体障害 者受入施設 支援(通所)	100
青森県	49
岩手県	0
宮城県	45
秋田県	2
山形県	51
福島県	1
群馬県	2
栃木県	0
埼玉県	10
千葉県	2
東京都	73
神奈川県	3
新潟県	39
富山県	8
石川県	64
福井県	36
山梨県	2
長野県	2
岐阜県	0
静岡県	30
愛知県	2
三重県	2
滋賀県	4
京都府	31
大阪府	27
兵庫県	67
奈良県	0
和歌山県	0
熊本県	0
大分県	1
宮崎県	1
鹿児島県	0
沖縄県	0
合計	764

参考1. 平成24年4月以降の事業所番号及び  
事業所データの流れについて

## 平成24年4月以降の事業所番号について

### 平成24年4月以降の事業所番号の体系



1～2桁目 都道府県コード…総務省が定めるコード

3桁目 事業所区分コード 「1」自立支援法【指定事業所】(GH・CH・相談支援事業所を除く)

「2」自立支援法【指定事業所】(GH・CH)

「3」自立支援法【指定事業所】(相談支援事業所)

「4」自立支援法【基準該当事業所】

「5」児童福祉法【指定事業所】(障害児相談支援事業所を除く)

「6」地域生活支援事業

「7」児童福祉法【指定事業所】(障害児相談支援事業所)

「8」児童福祉法【基準該当事業所】

4～5桁目 郡市区コード…郡市区を特定するコード

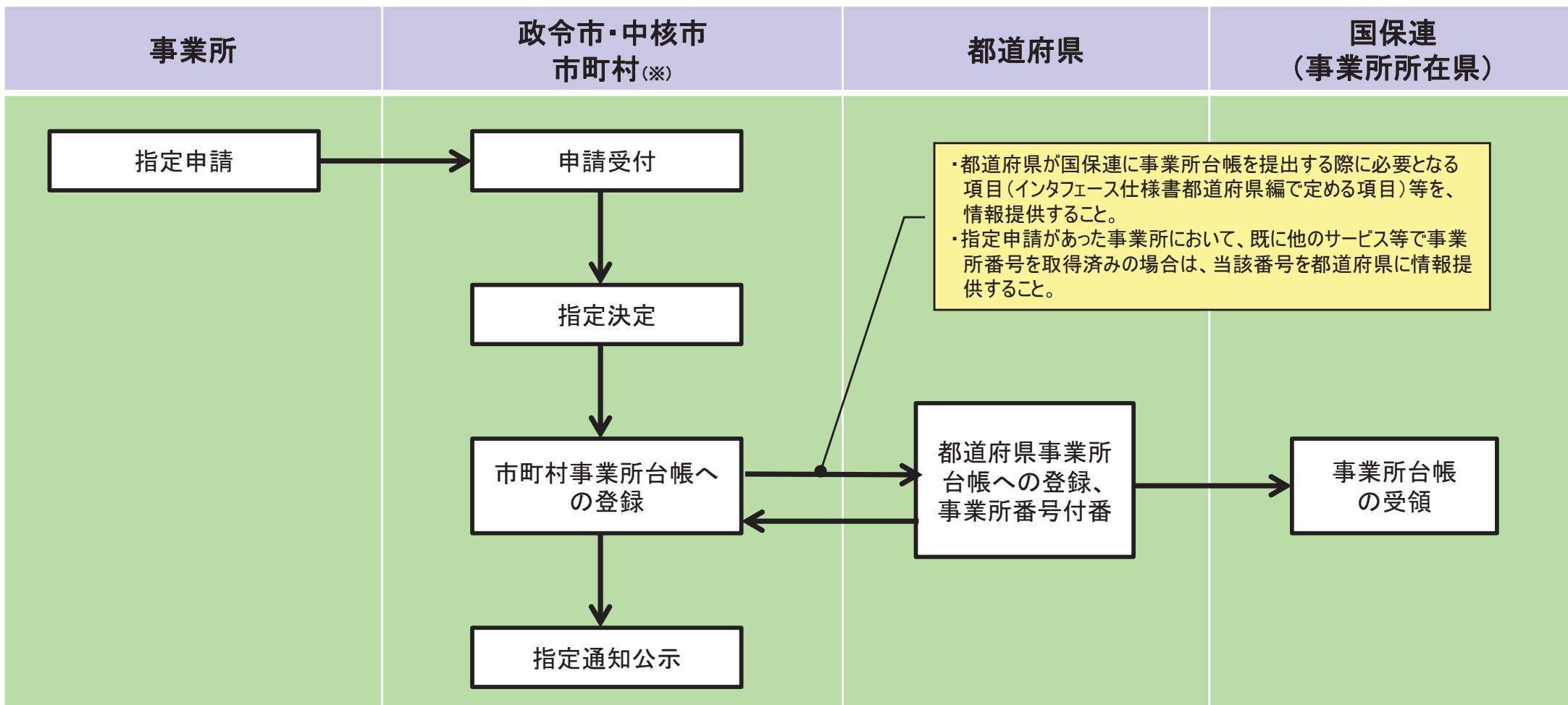
6～9桁目 事業所番号…郡市区コード内の通番

10桁目 チェックデジット…モジュラス10方式

## 平成24年4月以降の事業所データの流れについて

平成24年4月から①都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに指定相談支援事業者の指定については、指定都市及び中核市へ移譲されること、②指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定については、市町村が行うこととされている。

上記①、②に伴う事業所データの流れについては、以下の取扱いとなるのでご留意いただきたい。



\*指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者については、市町村が指定を行う。

## **参考2. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項**

# 期間項目(開始年月日等)の設定について

平成24年4月施行分の「相談支援の充実」及び「障害児支援の強化」による新たなサービスの創設に伴い、新設サービスにかかる異動／訂正連絡票情報及び請求情報の『**期間に関する項目**』については、施行日(平成24年4月1日)以降の日付を設定すること。

対象の項目については、「平成24年4月以降を設定する必要がある項目一覧」を参照。

## ■平成24年4月以降を設定する必要がある項目一覧(障害福祉サービス)

対象情報	項目名	備考
事業所異動／訂正連絡票情報 (サービス情報)	・事業開始年月日 ・基準該当・登録開始年月日(※)	サービス種類コードに「52:計画相談支援」、「53:地域移行支援」、または「54:地域定着支援」が設定されている場合
受給者異動／訂正連絡票情報 (支給決定情報)	・決定支給期間(開始年月日)	計画相談支援、地域移行支援、または地域定着支援の決定サービスコード(52XXXX、53XXXX、54XXXX)が設定されている場合
介護給付費等明細書情報 (日数情報)	・サービス開始日等・開始年月日	サービス種類コードに「53:地域移行支援」、または「54:地域定着支援」が設定されている場合
サービス利用計画作成費請求書等情報 (明細情報)	・モニタリング日	計画相談支援のサービスコード(52XXXX)が設定されている場合

※ 基準該当事業所の場合のみ、設定が必要。

## ■平成24年4月以降を設定する必要がある項目一覧(障害児支援)

対象情報	項目名	備考
都道府県等異動／訂正連絡票情報 (独自助成情報)	・独自助成情報・助成有効期間(開始年月日)	助成対象サービス種類に「61:児童発達支援」、「62:医療型児童発達支援」、「63:放課後等デイサービス」、「64:保育所等訪問支援」、「71:障害児入所支援」、または「72:医療型障害児入所支援」が設定されている場合
障害児施設異動／訂正連絡票情報 (サービス情報)	・事業開始年月日 ・基準該当・登録開始年月日(※)	サービス種類コードに「55:障害児相談支援」、「61:児童発達支援」、「62:医療型児童発達支援」、「63:放課後等デイサービス」、「64:保育所等訪問支援」、「71:障害児入所支援」、または「72:医療型障害児入所支援」が設定されている場合
障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報 (基本情報)	・障害児相談支援情報・障害児相談支援有効期間(開始年月日)	障害児相談支援有無に「2:有り」が設定されている場合
障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報 (支給決定情報)	・決定支給期間(開始年月日)	障害児支援の決定サービスコード(55XXXX、61XXXX、62XXXX、63XXXX、64XXXX、71XXXX、72XXXX)が設定されている場合
障害児給付費等明細書情報 (日数情報)	・サービス開始日等・開始年月日	サービス種類コードに「61:児童発達支援」、「62:医療型児童発達支援」、「63:放課後等デイサービス」、「64:保育所等訪問支援」、「71:障害児入所支援」、または「72:医療型障害児入所支援」が設定されている場合
障害児給付費等明細書情報 (契約情報)	・契約開始年月日	障害児通所支援の決定サービスコード(61XXXX、62XXXX、63XXXX、64XXXX)が設定されている場合
障害児相談支援給付費請求書等情報 (明細情報)	・モニタリング日	障害児相談支援のサービスコード(55XXXX)が設定されている場合

※ 基準該当事業所の場合のみ、設定が必要。

## 設定のイメージ

### ①障害児施設異動／訂正連絡票情報(サービス情報)

事業開始年月日

障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業廃止年月日	みなし指定の有無	…
2012.04.01	1:新規	9950011111	61:児童発達支援	2012.04.01	—	1:無し	…

サービス内容が児童発達支援の場合、  
契約開始年月日には、平成24年4月1日以降  
の日付を設定する。

### ②障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報(基本情報)

障害児相談支援情報・障害児相談支援有効期間(開始年月日)

障害児支援受給者異動連絡票情報(基本情報)

異動年月日	証記載都道府県等番号	受給者証番号	障害児相談支援情報				…
			障害児相談支援有無	障害児相談支援事業所番号	障害児相談支援有効期間(開始年月日)	障害児相談支援有効期間(終了年月日)	
2012.04.01	991111	9911111111	2:有り	9970011111	2012.04.01	—	…

障害児相談支援有無が「2:有り」の場合、  
平成24年4月1日以降の日付を設定する。

### ③障害児給付費等明細書情報(日数情報)

#### サービス開始日等・開始年月日

##### 障害児通所給付費・入所給付費等明細書(様式第四)

サービス種別	6	1	開始年月日	平成24年4月1日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	2	0	入院日数		
			開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数		入院日数

サービス種類コードが「61:児童発達支援」の場合、  
開始年月日には、平成24年4月1日以降の日付を設定する。

### ④障害児給付費等明細書情報(契約情報)

#### 契約開始年月日

##### 契約内容報告書

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
1	児童発達支援	20日	平成24年4月1日	

サービス内容が児童発達支援の場合、  
契約開始年月日には、平成24年4月1日以降  
の日付を設定する。

# 事業所のみなし指定に伴う期間の設定について

平成24年4月より下表に示す現行サービスが廃止となり、新設サービスへ移行される。

これに伴い、現在、現行サービスについて指定を受けている事業所については、施行日(平成24年4月1日)以降、新設サービスについて指定を受けているものとしてみなされる。(以下、「みなし指定」という。)

その際、特別な手続きは必要としないが、下表に示すみなし指定の期間内に都道府県等へ事業所指定の申請が必要となる。

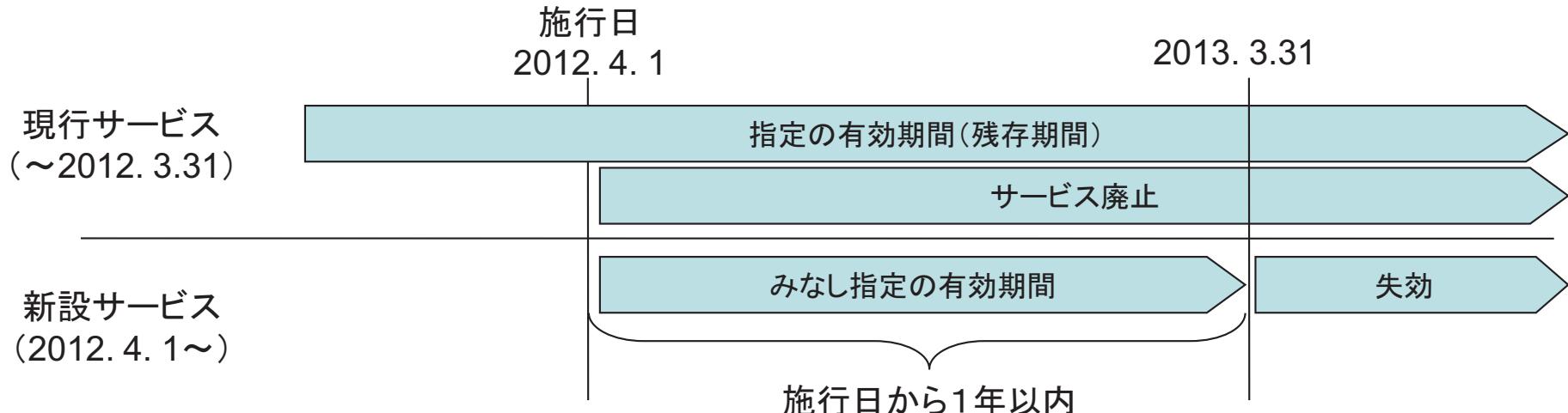
各サービスに対するみなし指定の期間については、下表を参照。

## ■みなし指定の期間一覧

現行サービス	新設サービス	みなし指定の期間
51:相談支援事業 54:地域定着支援	53:地域移行支援 54:地域定着支援	施行日から1年以内の省令で定める期間
23:児童デイサービス 63:放課後等デイサービス	61:児童発達支援	施行日から1年以内の省令で定める期間
21:知的障害児通園施設 33:難聴幼児通園施設	61:児童発達支援	施行日から1年以内の省令で定める期間
42:肢体不自由児施設(通所) 44:肢体不自由児通園施設	61:児童発達支援 62:医療型児童発達支援	施行日から1年以内の省令で定める期間
11:知的障害児施設 13:第2種自閉症児施設 31:盲児施設 32:ろうあ児施設 43:肢体不自由児療護施設	71:障害児入所支援	現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間
12:第1種自閉症児施設 41:肢体不自由児施設(入所) 45:指定医療機関(肢体不自由児) 51:重症心身障害児施設 52:指定医療機関(重心)	72:医療型障害児入所支援	現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間

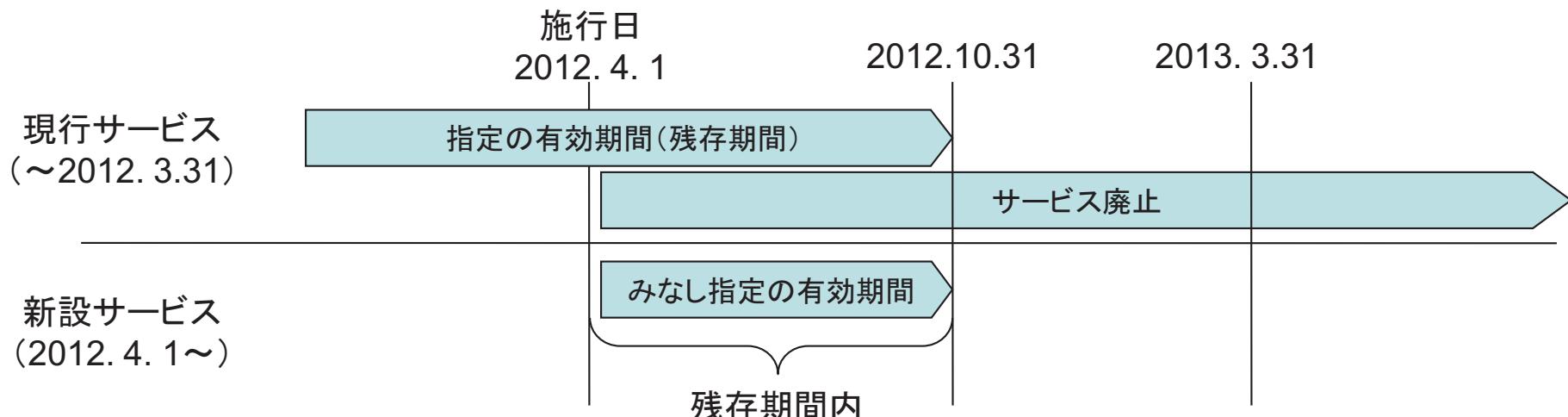
## ■ みなし指定の期間が、施行日から1年以内の省令で定める期間の場合

現に受けているサービスの指定については施行日(平成24年4月1日)以降、廃止となるが、施行日から1年以内の省令で定める期間内は、新設サービスの指定を受けているものとみなされる。  
ただし、その期間内に指定申請を行わない場合、その効力を失う。



## ■ みなし指定の期間が、現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間の場合

現に受けているサービスの指定については施行日(平成24年4月1日)以降、廃止となるが、現に受けている指定の有効期間の残存期間内においては、新設サービスの指定を受けているものとみなされる。  
ただし、残存期間の終了後は、新たに新設サービスの指定申請を行う必要がある。



都道府県においては、新設サービスがみなし指定の場合でも、事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)、または障害児施設異動／訂正連絡票情報(サービス情報)を作成し、国保連合会へ提出すること。

## ■ 新設サービスの指定申請があつた事業所

- 1) サービス種類コードに、新設サービスのサービス種類コードを設定する。
- 2) 事業開始年月日に、施行日(平成24年4月1日)以降の日付を設定する。
- 3) みなし指定の有無に、「1:無し」を設定する。

障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業廃止年月日	みなし指定の有無	…
2012.04.01	1:新規	9950011111	61:児童発達支援	2012.04.01	—	1:無し	…

## ■ 新設サービスの指定申請がない事業所(みなし指定事業所)

- 1) サービス種類コードに、新設サービスのサービス種類コードを設定する。
- 2) 事業開始年月日に、施行日(平成24年4月1日)以降の日付を設定する。
- 3) みなし指定の有無に、「2:有り」を設定する。

障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業廃止年月日	みなし指定の有無	…
2012.04.01	1:新規	9950011111	61:児童発達支援	2012.04.01	—	2:有り	…

注：みなし指定の有無が「2:有り」の事業所については、みなし指定の有効期間内に指定申請していただき、みなし指定の有無を「1:無し」として、事業所情報を変更する必要がある。

# 受給者のみなし給付決定に伴う期間の設定について

平成24年4月より下表に示す現行サービスが廃止となり、新設サービスへ移行される。これに伴い、現在、現行サービスについて給付決定を受けている受給者については、施行日(平成24年4月1日)以降、新設サービスについて給付決定を受けているものとしてみなされる。(以下、「みなし給付決定」という。)

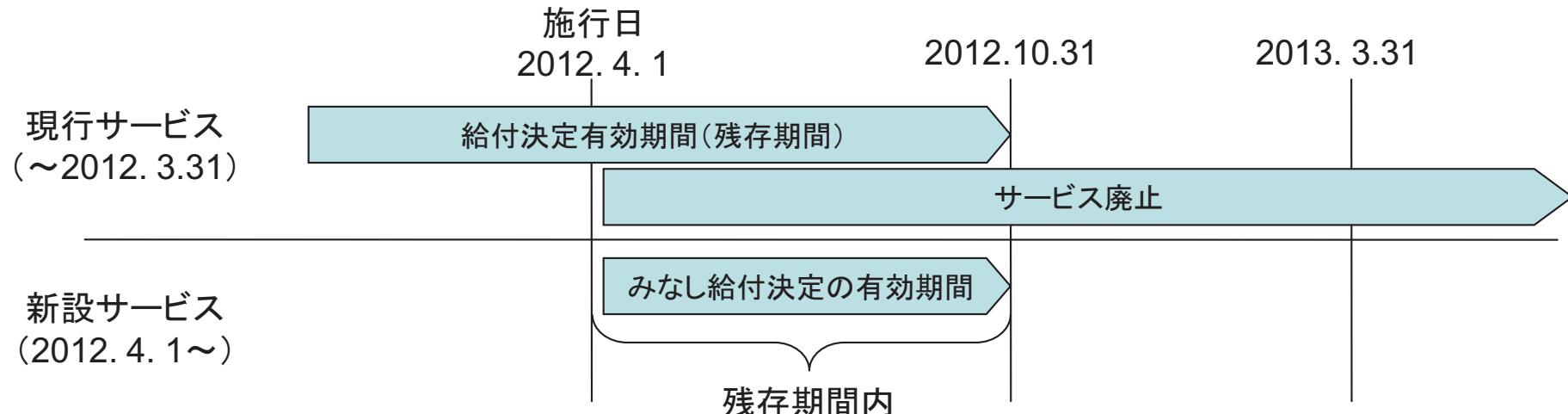
各サービスに対するみなし給付決定の期間については、下表を参照。

## ■みなし給付決定の期間一覧

現行サービス	新設サービス	みなし給付決定の期間
23:児童デイサービス	63:放課後等デイサービス	現に受けている給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間
21:知的障害児通園施設 33:難聴幼児通園施設 42:肢体不自由児施設(通所) 44:肢体不自由児通園施設	61:児童発達支援	現に受けている給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間
11:知的障害児施設 13:第2種自閉症児施設 31:盲児施設 32:ろうあ児施設 43:肢体不自由児療護施設	71:障害児入所支援	現に受けている給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間
12:第1種自閉症児施設 41:肢体不自由児施設(入所) 45:指定医療機関(肢体不自由児) 51:重症心身障害児施設 52:指定医療機関(重心)	72:医療型障害児入所支援	現に受けている給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間

## ■ みなし給付決定の期間が、現に受けている給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間の場合

現に受けているサービスの給付決定については施行日(平成24年4月1日)以降、廃止となるが、現に受けている給付決定の有効期間の残存期間内においては、新設サービスの給付決定を受けているものとみなされる。ただし、残存期間の終了後は、新たに新設サービスの給付決定を行う必要がある。



都道府県及び市町村においては、みなし給付決定の場合でも、受給者異動／訂正連絡票情報(支給決定情報)、または障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報(支給決定情報)を作成し、国保連合会へ提出すること。

## ■ 新設サービスをみなし給付決定する場合

- 1) 決定サービスコードに、新設サービスの決定サービスコードを設定する。
- 2) 決定支給期間(開始年月日)に、施行日(平成24年4月1日)以降の日付を設定する。
- 3) 決定支給期間(終了年月日)に、現に受けている給付決定の有効期間内の日付を設定する。

障害児支援受給者異動連絡票情報(支給決定情報)のイメージ

異動年月日	異動区分コード	証記載 都道府県等番号	受給者証番号	決定サービス コード	決定支給量	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)	...
2012.04.01	1:新規	991111	9911111111	61XXXX	00002000	2012.04.01	2012.10.31	...

# 障害児支援用の市町村情報の整備について

障害者自立支援給付支払等システムは、『障害者自立支援法』、『児童福祉法』の2つの法令に基づく給付費の支払処理等を行っている。

障害者自立支援給付支払等システムでは、法令根拠の異なる2つの法令を扱うため、市町村及び都道府県より提出いただく異動／訂正連絡票情報を法令単位に保持し、それぞれの情報を参照しながら支払処理等を行っている。

平成24年4月より、障害福祉サービスの児童デイサービス及び障害児施設給付の通所系サービスが障害児通所支援に移管され、実施主体が市町村となることから、障害者自立支援給付支払等システムでは児童福祉法に基づく給付費の支払処理等を行う上で、市町村の情報が別途、必要となる。

市町村においては、現在、障害者自立支援法に基づく給付費の支払処理用に提出いただいている市町村情報に加え、児童福祉法に基づく給付費の支払処理用として、都道府県等異動連絡票情報を作成し、国保連合会に提出いただく必要がある。

